

白浜町水道料金審議会条例

平成30年12月19日

白浜町条例第37号

(設置)

第1条 水道料金及び簡易水道料金の改定にあたり、白浜町水道料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は町長からの諮問に応じ、水道料金及び簡易水道料金に関する事項について、調査及び審議を行う。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、その委員は知識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前においては、町長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道課が行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。